

発泡酒、第3のビールは復興財源で増税？

2011.9.1 発行

復興財源の確保～発泡酒等への増税か～

東日本大震災の復興財源として、さまざまな政府資産の売却や増税が取り沙汰されています。筆者の担当する食品セクターでは、ビールと比べ税率が低いとされる発泡酒や第3のビールの税率引き上げが検討されていると報道されています。

この報道に接したときに、筆者は「やはり」と思う一方、「残念」という感想をもたざるをえませんでした。

なぜなら、、、、民主党の政権交代時のマニフェストでは、消費税と二重課税(※)になっている酒税の根本的な問題の解決が目指されていました。同時に、アルコール度数に応じたわかりやすい課税体系の導入も検討されており、高税率であるビールの減税も期待されていました。

しかしながら、どうやら今回も根本問題の解決には至らず、発泡酒・第3のビールの増税のみが行われる雲行きになっているからです。

(※)酒税に対しても消費税がかかっている状態

税負担の大きいビール系飲料

ここで、ビールの税負担について確認しておきましょう。

現在、ビール大びん(633ml)での税額は酒税139

円、消費税16円の合計で155円となり、代表的な小売価格345円の約45%にのぼります。かなりの負担という印象ですが、これを、他の酒類に比較すると、いったいどういう結果になるのでしょうか？

図表1は代表的な酒類の1kl当りにかかる税額を比較したものです。この比較の時点でビールは22万円とウイスキー・ブランデー等の37万円について、2番目に高い税金がかかっていることがおわかりいただけたと思います。

(図表1) 酒1klにかかる税金

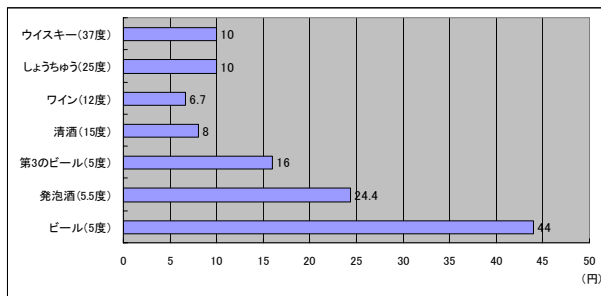
酒の酒類	1kl当りの税金(円)
ビール	220,000
発泡酒(代表的な麦芽25%未満)	134,250
第3のビール	80,000
清酒	120,000
果実酒	80,000
ウイスキー・ブランデーなど(37度、度数加算あり)	370,000

出所:ビール酒造組合資料

さらに、アルコール度数に比例した税額という切り口で比較したのが図表2です。

当資料は、ホームページ閲覧者の理解と利便性向上に資するための情報提供を目的としたものであり、投資勧誘や売買推奨を目的とするものではありません。また、当サイトの内容については、当社が信頼できると判断した情報および資料等に基づいておりますが、その情報の正確性、完全性等を保証するものではありません。これらの情報によって生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いかねます。

(図表2) アルコール分1度10当りの酒税額比較



出所:ビール酒造組合資料

この切り口では、先ほど高税額であったウイスキーをぬいて、ビールの税負担が最も高くなっています。また、増税がとりざたされている発泡酒や第3のビールも、アルコール度数当りの税額で見ると、他の酒類に比べ高く、総じてビール系飲料の税負担が高くなっていることがわかります。

では、マニフェストの目指していた、アルコール度数に応じたわかりやすい課税体系はどこで頓挫してしまったのでしょうか？

マニフェストと税制改正大綱の間

まず、民主党マニフェストでの酒税の考え方を振り返ってみましょう。

民主党の平成21年のマニフェストには、「酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。その観点から、酒税については、特に清酒・焼酎などの現行の税負担に配慮しつつ、基本的に致酔性に着目してアルコール度数に比例した税制とすることを検討します。」と書かれていました。

このマニフェストの考え方は、その年の税制改正大綱に受け継がれ、「たばこ税・酒税は、いずれも消

費税と実質的に二重の負担をもたらすものであると同時に、これまで安易な財源確保策で用いられてきたという問題があります。、<中略>、たばこ税・酒税は国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。その観点から、酒税については、酒類の生産・消費の状況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討します。」とされました。そして、翌年の税制改正大綱でもこの考え方はほぼ踏襲され、現在に至っています。

ここで、注目していただきたいのは、税制改正大綱において、マニフェストになかった「類似の酒類については」という文言がつけ加えられた点です。この短い文言があることにより、酒類全般にわたるアルコール度数に応じた税率の見直しから、類似の酒類内での見直しへと、当初のマニフェストの方向性が変わったととらえることができます。具体的にいうと、ビールをウイスキー・清酒など他の酒類と比較するのではなく、ビール系飲料内での比較により、ウイスキー・清酒などの税率引上げ(=ビールの引下げ)でなく、発泡酒、第3のビールの税率を引上げる素地ができあがったのです。

この文言の追加は、他の酒類生産者への配慮など、様々な要因があつてのことだと考えられます。しかし、やはり最大の要因は、税収としてのビールの重要性でしょう。

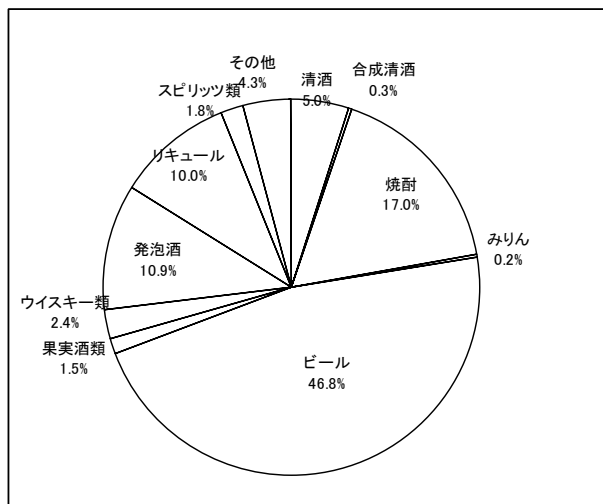
税源としてのビール系飲料

図表3は酒税における各酒類の税額の構成比を示したものです。平成21年度において、ビールのみでも5割、発泡酒まで含めると6割を占めることがわかります。仮にビールを減税とした場合、他の酒類の

当資料は、ホームページ閲覧者の理解と利便性向上に資するための情報提供を目的としたものであり、投資勧誘や売買推奨を目的とするものではありません。また、当サイトの内容については、当社が信頼できると判断した情報および資料等に基づいておりますが、その情報の正確性、完全性等を保証するものではありません。これらの情報によって生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いかねます。

増税では補えないと財政当局が考え、ビール減税に及び腰になることは容易に想像できます。

(図表 3) 平成 21 年度酒税の内訳



出所: 国税庁「酒のしおり」(平成 23 年 3 月)より当社作成

しかしながら、酒類の税負担の公平性、消費税との二重課税問題や、そもそもの酒税のあり方の議論をすべて先送りにしたまま、ビールを高税率のまま放置し、発泡酒、第 3 のビールのみを安易に増税するというのはいかがなものでしょうか？

「安易な税源確保」先としてビール系飲料がとらえられる限り、消費者はこの先もずっと高いビールを飲み続けねばなりません。

そして、ビール系飲料内のみでのアルコール度数に応じた増税となれば、ビールと発泡酒、第 3 のビールの価格差は圧縮され、発泡酒や第 3 のビールですら、もはや気軽に購入できる庶民の味ではなくなってしまうのです。

国内株式運用部調査担当 シニア・リサーチ・アナリスト
(食品・小売担当)
小川 真澄